備考　各原材料のアミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに各原材料の可消化養分総量及び代謝エネルギーの値は、昭和51年7月24日農林省告示第757号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の規定に基づき検定の方法を定める件）第2に定めるところにより算出すること。

（日本工業規格Ａ４）

別表第五規格設定飼料検査設備の欄中「脂肪抽出装置」の下に「（粗脂肪を検査する場合に限る。）」を加える。

別表第六基準の欄中「予め」を「あらかじめ」に、「製造日から１年間」を「当該製品が消費されるまでの期間を経過した後三月間」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にこの省令による改正前の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則別記様式第三十二号により提出された申請書は、この省令による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則別記様式第三十二号により提出された申請書とみなす。

告　　示

○農林水産省告示第二千五十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月二十日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）第四十五条の規定に基づき、昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十八号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の規定に基づき規格適合表示の様式及び表示の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月二十日

農林水産大臣　林　　芳正

1の前に次のように加える。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第45条の規定に基づき農林水産大臣が定める規格適合表示の様式及び表示の方法は、次のとおりとする。

1を次のように改める。

1　様式

(1)　環境負荷低減型配合飼料

ア　外円は、外径にあつては64ミリメートル、内径にあつては60ミリメートルとする。

イ　内円は、外径にあつては46ミリメートル、内径にあつては44ミリメートルとする。

ウ　「S」の文字の肉幅は、３ミリメートルとする。

エ　「規格適合」の文字の肉幅は、１ミリメートルとする。

オ　飼料の種類の欄には、飼料の公定規格（昭和51年７月24日農林省告示第756号）に定める飼料の種類の名称又は略称を記載すること。

カ　検定機関名の欄には、表示した都道府県、登録検定機関又は登録規格設定飼料製造業者若しくは登録外国規格設定飼料製造業者の名称を記載すること（登録検定機関並びに登録規格設定飼料製造業者及び登録外国規格設定飼料製造業者にあつては、その名称の下に登録番号を併記すること。）。

(2)　環境負荷低減型配合飼料以外の飼料